

現場代理人常駐義務の緩和の 見直しについて

令和7年3月26日

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事について、建設業法施行令の一部改正に伴い、専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金額の下限が変更となったことから、基準の見直しを行い、現場代理人を兼任できる金額を変更いたしましたのでお知らせします（**朱書部分が変更箇所です**）。

記

1 兼任を認める対象工事について

次の条件をすべて満たすときは、現場代理人を2件まで兼任することができます。（現場代理人が同時に3件以上の工事を担当（専任を要しない主任技術者もこれに含まれます。）することはできません。）

- (1) 岩見沢市発注工事同士の兼任であること。
- (2) 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められること。
- (3) 工事場所がいずれも岩見沢市内であること。
- (4) 兼任時点での工事請負金額がいずれも **4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）未満**であること。
- (5) 他の工事における専任の主任技術者・監理技術者でないこと。
- (6) 設計図書等において兼任を認めない工事とされていないこと。

2 業務処理責任者との兼任について

1のほか、現場代理人が担当する工事請負金額の合計額が 9,000万円未満 のときは、岩見沢市が発注する他の業務委託の主任技術者・業務処理責任者を兼ねることができます。(工事に関する要件を満たしていれば、業務委託に関する件数・金額等は問いません。)

3 兼任の手続き

現場代理人を兼任するときは、着手届の際に「現場代理人兼任届」を提出してください(兼任する双方の監督員の確認印を受け、後に契約した工事の監督員経由で提出すること)。制限付一般競争入札(事後審査)の落札候補者となったときは、資格要件確認申請書とともに提出する「配置予定技術者調書」の中の『現場代理人の兼任』欄に兼任する工事名及び工事番号を記載してください。

4 適用開始日

令和7年4月1日から適用しますが、既に着工中の工事についても本要領の対象工事といたします。ただし、やむを得ない事由を除き、配置済みの現場代理人を変更することはできません。